

茅ヶ崎市屋外広告物条例の一部改正の考え方（案）

1 改正の背景と趣旨

良好な景観の形成、風致の維持、危害の防止を目的として制定された屋外広告物法(昭和24年法律第189号)により、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置等の必要な基準について、条例で定めることができます。

本市では、平成23年4月1日に、茅ヶ崎市景観計画に即して市域全体で本市の実態に合わせた規制誘導を図るため、茅ヶ崎市屋外広告物条例（以下、市条例）を施行しました。

市条例を施行して8年が経過し、この間、国では「屋外広告物条例ガイドライン（案）」の改正や「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」の策定などがありました。また、近年の屋外広告物を取り巻く実態に合わせた対応も必要となってきました。以上のことにより、市条例の一部を改正するものです。

2 改正内容

2-1 エリアマネジメント広告の掲出に係る屋外広告物規制の弾力的な運用

近年、民間が主体となった良好な景観形成、地域の魅力向上等を図るためのエリアマネジメント活動^{*1}が広がってきています。こうした取組みを持続的に行うための安定的な財源確保策として、公共空間に屋外広告物を掲出し、その広告料収入をまちづくりの財源に充てる取組みが見られるようになりました。

国では、エリアマネジメント広告^{*2}の掲出について、「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）において、屋外広告物条例による広告物の掲出禁止区域であっても、許可するなどの規制の弾力化が位置づけられたことに伴い、「屋外広告物条例ガイドライン（案）」において、周囲との景観の調和等を要件として、屋外広告物条例における広告物掲出の禁止物件^{*3}、禁止地域^{*4}の適用除外とすることが示されました。

一方、茅ヶ崎市景観計画では、魅力ある屋外広告物を掲出することでまちを演出できるものについて許可地域等の追加・変更を検討することや、市民、事業者など、民間が主体となった景観まちづくりについて支援することを示しています。

これらを踏まえ、周囲との景観の調和等を要件として、地域の魅力向上に資するエリアマネジメント広告について、屋外広告物条例の禁止物件、禁止地域の一部を適用除外とするため、市条例の一部を改正します。

※1 エリアマネジメント活動

エリアマネジメント活動とは、特定のエリアを単位に、民間が主体となってまちづくりや地域経営（マネジメント）を積極的に行おうという仕組み。民間主導のまちづくり、官民協働型のまちづくりへの期待から、大都市の都心部、地方都市の商業地、郊外の住宅地など、全国各地でエリアマネジメントの取組みが実践され、良好な景観形成や地域の魅力向上等が図られています。

※2 エリアマネジメント広告

エリアマネジメント広告とは、財源確保のため公共空間（道路、公園、広場等）に屋外広告物を掲出し、その広告料収入を道路・公園等の整備・維持管理や地域活性化のためのイベント開催など、公共的な取組の費用に充てるもの。

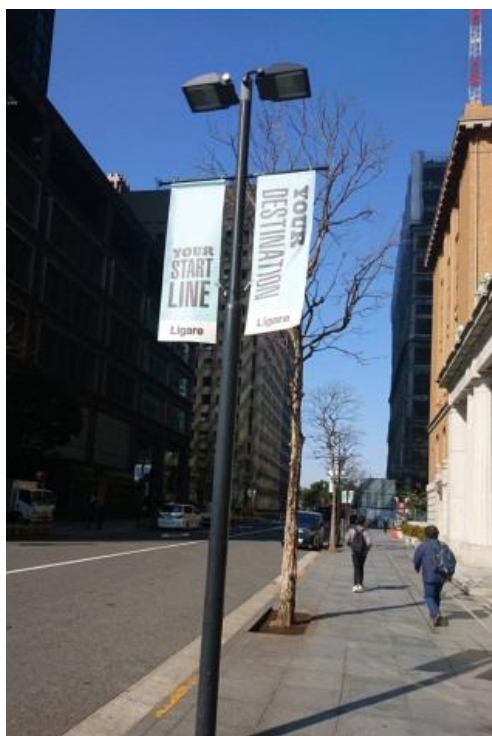


写真-1 街灯バナー広告（丸の内）

※3 禁止物件

広告物を表示・設置などができない広告媒体（例：街灯柱、街路樹 等）

※4 禁止地域

基本的に広告物の表示を禁止する地域。自己店舗の広告物は表示面積の合計が5㎡を超えると掲出不可。広告収入を得る第三者広告は全て掲出不可。(例:河川区域、海岸保全区域 等)

2-2 広告付き案内図板、公共掲示板等の屋外広告物規制の弾力的な運用

近年、公益上必要な施設又は物件（案内図板、公共掲示板等デジタルサイネージも含む）に屋外広告物を掲出し、その広告料収入を施設の設置又は維持管理の費用に充てる取組みが見られるようになりました。

国では、「明日の日本を支える観光ビジョン—世界が訪れたい日本へ—」（明日の日本を支える観光ビジョン構想会議）において、公共デジタルサイネージへの広告掲出に係る屋外広告物規制の弾力化が位置付けられたことに伴い、「屋外広告物条例ガイドライン（案）」において、案内図板、公共掲示板等公共デジタルサイネージへの広告掲出に係る広告物（以下、広告付き公共サイン）について、周囲との景観の調和等を要件として、屋外広告物条例の禁止地域の適用除外とすることが示されました。

一方、茅ヶ崎市景観計画では、公共施設の維持管理に寄与するものは許可地域等の追加・変更を検討することを示しています。

これらを踏まえ、周囲との景観の調和等を要件として、広告料収入をその設置又は維持管理に要する費用に充てる広告付き公共サインについて、屋外広告物条例の禁止地域の一部を適用除外とするため、市条例の一部を改正します。

表-1 対象広告物の例

媒体	案内図板、公共掲示板等 (デジタルサイネージも含む)
広告物掲出の目的	案内図板や公共掲示板等の設置や維持管理の費用に充てるため
許可の要件	周囲の景観への調和等（要綱で担保）



写真-2 広告付き案内図板デジタルサイネージ（本市）

2-3 安全性確保のための方策

近年、老朽化や自然災害による屋外広告物の落下等の事故が各地で発生し、屋外広告物の安全性確保が問題となっています。

国では、「屋外広告物条例ガイドライン（案）」に、安全管理を強化することを示すとともに、新たに「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」が策定され、許可更新の際の安全点検報告書における点検箇所や点検項目等がとりまとめられました。

これらを踏まえ、屋外広告物の安全管理に対する以下の内容について、市条例の一部を改正します。

(1) 点検項目の拡大

事業者が更新許可を受ける際に提出を義務付けている点検報告書の点検項目について、「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」に従い、現行の5項目から17項目に拡大します。

表-2 屋外広告物の安全点検項目（改正案）

改正前（5項目）		改正後（17項目）		
点検内容	取付（支持）部分の変形又は腐食	点検箇所	点検項目	
	主要部材の変形又は腐食			
	ボルト、ビス等のさび又は緩み			
	表示面の汚染、退色又は剥離			
	表示面の破損			
	上部基礎構造			1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき
				2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱のぐらつき
				3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化
	支持部			1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間
				2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落
	取付部			1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形
				2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等
				3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常
	広告板			1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落
				2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損
				3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり
	照明装置			1 照明装置の不点灯、不発光
		2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水		
		3 周辺機器の劣化、破損		
	その他	1 付属部材の腐食、破損		
		2 避雷針の腐食、損傷		
		3 その他点検した事項 ()		

(2) 点検報告書の点検日

現行では、事業者が更新許可を受ける際に提出を義務付けている点検報告書の点検日に関する規定はありませんが、直近の状況を確認するため、改正後では、点検の実施は申請日から90日前までに実施したものを報告することとします。

(3) 点検時の写真及び補修写真の提出義務付け

現行では、点検報告書に添付する写真の提出は、屋外広告物の全景写真のみですが、改正後は全景写真に加え、点検状況を撮影した写真、補修を行った場合は補修後の写真の提出を義務付けます。

(4) 点検義務付けと資格の設定について

茅ヶ崎市内に掲出される特定の屋外広告物を対象に、屋外広告物の表示・設置者等は、許可時および更新時に、広告物の本体、接合部、支持部等の劣化及び損傷の状況について安全点検を実施することを義務付けます。また、現行では、一定の条件の屋外広告物について、有資格者による点検を義務付けていますが、改正後は下記表の屋外広告物について、有資格者の点検を義務付けます。

表-3 点検実施者の資格要件（改正案）

	改正前	改正後
点検の対象となる屋外広告物	広告板、広告塔、壁面利用広告、壁面突出広告、屋上広告、アーケードに設置するもの、案内板、アーチ	
点検実施者に要する資格要件 (広告物の高さが4mを超えないもの)	なし	① 屋外広告士 ② 屋外広告物講習会修了者 ③ 職業訓練指導員免許等 ④ 1級・2級建築士 ⑤ 市長が上記と同等と認める者
点検実施者に要する資格要件 (広告物の高さが4mを超えるもの)	① 屋外広告士 ② 屋外広告物講習会修了者 ③ 職業訓練指導員免許等	① 屋外広告士 ② 屋外広告物講習会修了者 ③ 職業訓練指導員免許等 ④ 1級・2級建築士 ⑤ 市長が上記と同等と認める者

2-4 屋外広告物の許可期間の見直し

近年、広告物の制作技術の進歩により耐久性のある素材が使用されているとともに、掲出方法も多様化しており、安全性が高く長期間掲出することが可能な広告物が増えています。しかしながら、現行では、許可期間が短い広告物において、広告物の掲出の実態と許可期間があっておらず、申請回数が多くなり、申請者の負担となっています。

これらを踏まえ、広告物の素材の性質や掲出方法を考慮した許可期間について、市条例の一部を改正します。

(1) 広告幕

布製広告物の耐久性が向上していることから、許可期間を3か月以内に延長します。また、懸垂装置等により広告幕自体を固定しているものについては、落下の危険性が低く、壁面利用広告と同様の扱いができるものとし、許可期間を3年以内とします。



写真-3 懸垂装置により掲出された広告幕例

(2) 広告旗又は立看板等

広告旗又は立看板等については、現行で紙張り及び布張りを1か月以内、それ以外を3か月以内の許可期間としていますが、布製広告物の耐久性が向上していること、近年、紙張りの広告旗又は立看板の申請が見られないことから、素材に関係なく3か月以内の許可期間とします。

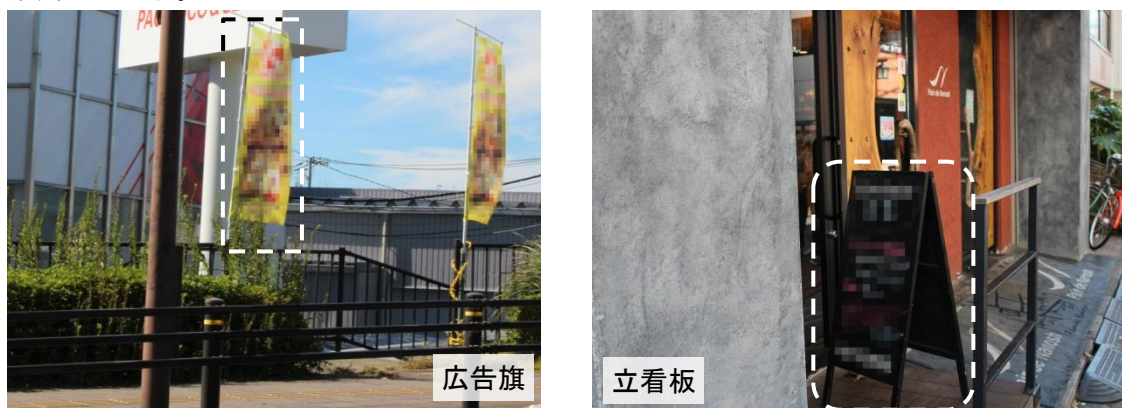


写真-4 広告旗又は立看板の例

(3) 貼り札等及び電柱又は街灯柱を利用したもの

現行では、貼り札と電柱や標識柱の添加看板と巻き付け看板が同一に1年の許可期間とされていますが、電柱の添加看板と巻き付け看板については金属製であることから、広告板等その他の金属製の看板と同様に3年の許可期間とします。



写真-5 電柱や消火栓標識を利用した金属製の看板の例

表-4 屋外広告物掲出の許可期間（改正案）

許可期間	改正前	改正後
1月以内	①貼り紙 ②アドバルーン ③広告幕 ④広告旗又は立看板等（紙張り又は布張りのもの）	①貼り紙 ②アドバルーン
3月以内	①広告旗又は立看板等（紙張り又は布張り以外のもの）	①広告旗又は立看板等 ②広告幕（懸垂装置により掲出し、又は表示面を固定するもの以外）
1年以内	①貼り札等及び電柱又は街灯柱を利用するもの ②電車、自動車等 ③標識柱を利用するもの	①貼り札等 ②電車、自動車等 ③標識柱を利用するもの
3年以内	①壁面広告、壁面突出広告、屋上広告、アーケード、案内板 ②道路を横断して設置するもの	①壁面広告、壁面突出広告、屋上広告、アーケード、案内板 ②道路を横断して設置するもの ③広告幕（懸垂装置により掲出し、又は表示面を固定するもの） ④電柱又は街灯柱を利用するもの

2-5 車体利用広告の掲出基準の見直し

2000年以降、あらかじめ印刷したフィルム（ラッピング）を車体に貼り付ける車体利用広告が登場し、さらに近年では車体全体にフィルムを貼るフルラッピング以外に、部分的にフィルムを張るパートラッピングなど、車体に応じてラッピングの方法も様々なものが出るようになりました。

現行では、表示面積4.2平方メートルを境に許可基準を定めており、4.2平方メートル以下の場合、広告の寸法が制限されることから、4.2平方メートル以下のパートラッピングによる車体利用広告を掲出しにくい状況となっています。

それに伴い、神奈川県及び本市を含む独自の条例で屋外広告物の規制を行っている市（政令市3市、中核市1市、独自条例市6市※5）により、現代のラッピング技術に即した車体広告の基準を作成するため、平成30年3月に検討会議を設置し、車体利用広告の掲出基準の見直しに関する検討を重ねてきました。

その結果、車体利用広告の基準を、「ラッピングによる広告」と「ラッピング以外の広告」に区分し、掲出する車体についても、「電車の外面を利用するもの」、「路線バスの外面を利用するもの」、「電車、路線バス以外の自動車等の外面を利用するもの」といった種別毎に掲出基準を定めることとし、市条例の一部を改正します。



写真-6 フルラッピングバス



表示面積が4.2m²以下のため、枠付き広告の寸法（側面0.6m×3.0m以下、後面0.6m×1.0m）に制限されてしまいます。

写真-7 パートラッピングバス

※5 独自条例市6市

茅ヶ崎市、平塚市、藤沢市、小田原市、秦野市、大和市

表-5 車体利用広告の掲出基準（改正案）

	車体の外面をラッピングするもの	ラッピング以外
制限する事項 共通して	<p>【面積と掲出位置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の窓、ドア等のガラス部分には、表示しないこと。 <p>【交通安全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蛍光色、発光機材及び反射素材は、使用しないこと。 ・電光表示装置等の映像を映し出す装置その他運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものは、設置しないこと。 	
利用するもの 電車の外面を	<p>【面積と掲出位置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一の外面についての表示面積の合計は、当該外面の面積の10分の1以内とすること。 ・屋根及び底面の表示は禁止。 <p>【色彩、意匠等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色彩、意匠その他表示の方法が走行する地域の景観に調和したものとすること。 	<p>【面積と掲出位置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前面又は後面のいずれかに表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で1件とすること。 ・側面に表示するものは、1件につき縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、一の側面についての表示面積の合計は、1.8平方メートル以内とすること。 ・屋根及び底面の表示は禁止。
利用するもの 路線バスの外面を	<p>【面積と掲出位置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示の位置は、前面以外の外面とすること。 ・各側面及び後面に表示するものは、それぞれ1件とすること。 <p>【色彩、意匠等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・色彩、意匠その他表示の方法が走行する地域の景観に調和したものとすること。 ・車体の窓上における表示は、地色1色のみとし、文字等は表示しないこと。 	<p>【面積と掲出位置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示の位置は、前面以外の外面とすること。 ・側面に表示するものは、1件につき縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、一の側面についての表示面積の合計は、1.8平方メートル以内とすること。 ・後面に表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で1件以内とすること。
利用するもの 電車、路線バス以外の自動車等の外面を	<p>【面積と掲出位置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表示の位置は前面以外とすること。（広告車に表示する場合は、基準は適用しない。） ・側面に表示するものは、1件につき縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、一の側面についての表示面積の合計は、1.8平方メートル以内とすること。（広告車に表示する場合は、基準は適用しない。） ・後面に表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で1件以内とすること。（広告車に表示する場合は、基準は適用しない。） 	

3 今後のスケジュール（予定）

2020年1月～2月	素案に関するパブリックコメント実施
5月	例規等審査会
6月	第2回市議会定例会へ条例改正案を提案
7月～	改正条例公布
7月～9月	周知期間
10月	施行